

介護職員等特定処遇改善加算

【介護職員等特定処遇改善加算について】

2019年度の介護報酬改定では、介護職員の確保・定着につなげていくため、現行の処遇改善加算に加え、「介護職員等特定処遇改善加算」が新たに創設されました。経験・技能のある介護職員に重点化をおきつつ、職員の更なる処遇改善を行うとともに、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用が認められることとなりました。

【介護職員等特定処遇改善加算算定要件】

- 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分毎でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- 特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等で見える化を行っていること

【当法人として賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み】

- 資質の向上
 - ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
- 労働環境・処遇の改善
 - ・新人介護職員の早期離職のためのエルダー・メンター(新人指導担当者)制度導入
 - ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備
 - ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室等の整備
- その他
 - ・介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材理念の見える化
 - ・非正規職員から正規職員への転換